

姫路商工会議所
姫路市中心市街地商店街空き店舗対策事業
賃料補助要綱

1. 目的

姫路市中心市街地の活性化を図るため、特に重点的に取り組むべき中核区域における賑わいを創出することを目的として、営業店舗数の増加を目指して実施する。なお、中核区域とは、姫路市中心市街地活性化協議会において定義された区域を指す。

2. 対象商店街

姫路市中心市街地中核区域内の商店街を対象とする。

本町商店街、西二階町商店街（振）、二階町商店街（振）、姫路御幸通商店街（振）、小溝筋商店街（振）、姫路銀座商店街、姫路駅前商店街（振）、姫路駅前小溝筋商店街（振）、姫路駅前協和通り商店会、姫路駅前一番街商店街、姫路駅前通商店会、南町中央通商店街、栄通り商栄会、城巽通商店街、市民会館前通り振興会の15商店街である。中核区域内に新たな商店街が組織された等の理由で前述以外の商店街から申し出があった場合は、後述7. 審査会において対象の可否を決める。

3. 対象空き店舗

上記2. に定める対象商店街に所属し、かつ、下記（1）、または、（2）いずれかに該当し、商店街から事前に登録（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けていない店舗は除く）があった店舗とする。

- （1）入店者（所有者が営業している場合を含む）が退店して以降、入店者の募集を3ヶ月以上行っている空き店舗。
- （2）入店者が一度もない新築物件等の場合は、入店者の募集を1年間以上行っている空き店舗。

4. 補助対象者

下記条件をすべて満たすものとする。

ただし、後述7. 審査会が認めた場合は、その限りでない。

- （1）規模 中小企業・商店街組織、または、創業予定者等

※中小企業とは

小 売 業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は（飲食含む）常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

サービス業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

卸 売 業：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

そ の 他：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- (2) 業 種 原則として、日本標準産業分類における「I卸売業，小売業」のうち「56各種商品小売業」から「60その他の小売業」、「K不動産業，物品賃貸業」、「L学術研究，専門・技術サービス業」、「M宿泊業，飲食サービス業」、「N生活関連サービス業，娯楽業」、「O教育，学習支援業」、「Q複合サービス事業」、「Rサービス業（他に分類されないもの）」とする。ただし、不特定多数の消費者を対象とした営業活動をしていないもの並びに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定されている風俗営業に該当するものを除く。

【対象外の例】

無人店舗、事務所、倉庫、車庫、病院・診療所・調剤薬局・鍼灸接骨院等の医療関係施設、介護福祉関係施設、無店舗小売業、金融・保険業、娯楽業、風俗営業 等

- (3) 営業時間 週6日以上、昼間営業していること。昼間営業とは、午前11時以前から午後2時以降まで連続して営業することと定義する。
- (4) 加 入 認定後速やかに、所属商店街並びに姫路商工会議所へ会員加入すること。
- (5) 届 け 出 許認可業種にあたっては、必要な許認可証・届出書等を済ませていること。
- (6) 対象店舗 審査会のおおむね3ヶ月前から、審査会の前月20日までに開業した店舗。
- (7) 法令遵守 諸法令や公序良俗に反しないものであること。
- (8) そ の 他 店舗を移転する等、対象商店街内において店舗数の純増につながらない場合は対象外とする。
ただし、現在店舗が属する建物の閉鎖等、自己都合でない移転の場合にはこの限りではない。

5. 支援内容

(1) 補助額

- ①認定月～12ヶ月目 月額賃料の30%以下、または、7万円のいずれか低い金額
②13ヶ月～24ヶ月目 月額賃料の20%以下、または、7万円のいずれか低い金額

(2) 支給時期

毎年4月分から9月分、および、10月分から翌年3月分までの該当補助金をそれぞれ認定補助対象者から請求を受けた日の翌月末までに支給する。

(3) 支給条件

当要綱に定められた条件すべてを満たし、かつ、該当年度の賃料、および、所属商店街会費・賦課金、姫路商工会議所会費等納付すべきものを完納していること。

(4) 消費税の扱い

金額は、すべて消費税込みの金額とする。

(5) その他

補助額は1,000円未満切り捨てとする。

6. 周 知

- (1) 空き店舗店頭
入店者募集告知を書面で行う。
- (2) 姫路商工会議所
姫路商工会議所ホームページ等で告知する。また、希望者には、本補助事業情報を記した書類を配布する。

7. 審査会

- (1) 開催予定日 奇数月の第2水曜日 午後2時～
※上記は変更する場合があります。事前にご確認ください。
- (2) 方 法 ① 認定を希望する補助対象者が事業計画を説明し、審査員からの質疑に答える。
② 上記の結果をもって、認定の可否を決する。
※審査会事務局が、審査会開催日までに現地確認を行う場合があります。

8. 認定の保留

審査の結果、事業計画に基づく開店後の経営状況等に疑義がある場合は、審査会の決定をもって認定を保留することがある。

なお、次回審査会で認定となった場合、最初の審査会で認定されたものと見なし、遡及して補助金を交付する。

9. 認定の取消し

下記の場合、審査会の決定をもって認定を取消すことがある。

認定を取消した場合（認定期間終了後を含む）、支給が済んでいない補助金は全額支給しない。なおかつ、支給済みの補助金の返還を請求することがある。

- (1) 前述4. 補助対象者の事項のいずれかひとつでも満たさなくなった場合
例) ①業種を変更した。
②1週間以上無断で休業した。
- (2) 申込書および事業計画書の記載内容に虚偽や誤記があった場合
- (3) 店舗開業にあたり、許認可や届け出等の必要な手続きを怠った場合
- (4) 賃料の納入が2ヶ月滞った場合
- (5) 該当年度の賃料や該当内装設備工事費、および、所属商店街会費・賦課金等、姫路商工会議所会費等、納付すべきものを完納していない場合
- (6) 対象商店街内において既存店舗で営業しているものが新たな店舗を出店することによって当事業認定を受けている場合、補助対象期間内に既存店舗を閉店する等、店舗数が純増につながらなくなった場合

10. 留意事項

- (1) 入店先との協議・調整は当事者間で行ってください。
- (2) 定休日以外に臨時休業する場合は書面（臨時休業届出書）にて姫路商工会議所へ届けてください。

以 上

※この要綱は2023年4月1日から施行する。